

受託研究契約書

(契約項目表)

1. 甲	国立大学法人東京大学						
2. 乙	山梨県南都留郡山中湖村						
3. 研究題目	山中湖村の地域資源に関する研究						
4. 研究目的	平成 25 年度より山中湖村で進められている、エコミュージアムの理念に基づく、村民が主体となる地域資源を活かしたまちづくりと、湖畔景観整備、インフラ整備といった事業との一体的な展開に寄与することを目的とする。						
5. 研究内容	山中、旭日丘、平野、長池の各地の生活史や地域資源等に関わる調査を、文献調査、現地調査、ヒアリング、アンケート等の手法を用いて行うとともに、研究過程や成果を、各地区の住民と共有していく場を設け、住民と協働しながら研究を進める。						
6. 研究担当者	氏名	所属部局・職名					
	中井 祐 尾崎 信 福島 秀哉	工学系研究科 社会基盤学専攻 教授 助教 助教					
7. 研究スケジュール							
8. 研究実施場所	東京大学						
9. 研究期間	平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 27 年 3 月 31 日 まで						
10. 研究経費の負担 (第 7 条)	研究費		1,200,000 円				
	(内研究支援経費)		276,923 円)				
11. 施設及び設備の提供	区分	施設の名称	設 備				
			名 称	規 格	数 量		
	甲						
	乙						
12. 秘密保持義務の有効期間	本受託研究終了日（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算して 3 年間						
13. 実施目標期間	知的財産権を出願等した翌日から起算して 3 年間						

(定義)

第1条 本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 一 「研究成果」とは、本受託研究に基づき得られたもので、第6条に従って作成される実績報告書において成果として確定された本受託研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- 二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）に係る著作権並びに外国における上記権利に相当する権利
- 三 秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、特定するもの（以下「ノウハウ」という。）
- 四 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。
- 五 「出願等」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願（仮出願を含む。）をいう。
- 六 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。
- 七 「通常実施権」とは、特許法、実用新案法及び意匠法に規定する通常実施権、商標法に規定する通常使用権、半導体集積回路の回路配置に関する法律及び種苗法に規定する通常利用権、第1項第2号ロに規定する権利の対象となるもの、プログラム等に係る著作権及びノウハウについて実施をする権利並びに外国における上記各権利に相当する権利をいう。
- 八 「独占的通常実施権」とは、通常実施権のうち、当該権利を許諾する者は第三者に実施許諾ができない、当該権利を許諾された者において独占的に実施及び実施許諾でき

(研究経費の負担)

第7条 乙は、本受託研究の実施に必要な以下の研究経費を負担するものとする。負担額は表記契約項目表10.に掲げる金額とする。

- 一 甲の施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を除く、謝金、旅費、設備費、消耗品費及び光熱水料等の本受託研究遂行に直接必要な経費に相当する額、並びに甲の規則により定める研究支援経費を合算した額に消費税及び地方消費税を加算したもの(以下「研究費」という。)

(研究経費の支払)

第8条 乙は、表記契約項目表10.に掲げる研究経費を、甲の発行する請求書に従って、甲の定める支払期限までに支払わなければならない。

- 2 乙が前項に規定される支払期限までに前項の研究経費を支払わないときは、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、その未払額に年5%の割合で計算した延滞金を、甲は乙に対して請求できるものとする。乙は甲からの請求があった場合、これに応じなければならない。

(経理)

第9条 第7条の研究経費の経理は甲が行う。

- 2 甲は乙から、前項研究経費の経理に係る書類の閲覧の申し出があった場合、閲覧の日程及び対象となる書類の範囲につき乙と協議の上、これに応じるものとする。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第10条 表記契約項目表10.に掲げる研究経費により取得した施設・設備・備品等は、全て甲に帰属するものとする。

(施設及び設備の提供等)

第11条 甲は、表記契約項目表11.に掲げる自己の施設・設備を本受託研究の用に供するものとする。

- 2 甲は、本受託研究の用に供するため、乙から表記契約項目表11.に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、使用するものとする。この場合、甲乙の合意により当該設備の所有権を無償で甲に移転できるものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。
- 3 前項に規定する設備の搬入、据付け、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(研究の中止又は期間の延長)

第12条 天災その他の不可抗力又は止むを得ない事由による本受託研究の遅延など当初予測できなかった事由が生じた場合は、甲乙協議の上本受託研究を中止し、又は本受託研究の研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙は本受託研究の中止又

は、速やかに乙に通知するものとする。

- 2 甲は、自己に所属する研究担当者等に帰属する本受託研究の実施に伴い得られた発明等について、規則等により、当該発明等を得た研究担当者等から、当該発明等に関する知的財産権の承継を受けるものとする。
- 3 前項の場合において、甲が、本受託研究の実施に伴い発明等を得た自己に所属する研究担当者等から、当該発明等に関する知的財産権を承継しないときは、乙にその旨を通知するものとする。
- 4 甲に所属する研究担当者等によって本受託研究の実施に伴い得られた発明等に関する知的財産権は、当該発明等を得た研究担当者等からの承継を受けた場合、甲に単独で帰属するものとし、甲は、単独で自己の判断に基づき当該発明等に関する知的財産権の出願等及び権利保全の手続きを行うことができるものとする（当該知的財産権を以下「甲知的財産権」という。）。ただし、かかる出願等の手続きに先立ち、あらかじめ相手方に対して通知を行うものとする。

(実施契約及び優先交渉権等)

第16条 甲は、乙又は乙の指定する者が甲知的財産権の実施を希望する場合、原則として当該甲知的財産権を出願するまでに、当該甲知的財産権について乙又は乙の指定する者に対し実施権（専用実施権、独占的通常実施権又は非独占的通常実施権）を付与することを内容とする実施契約を、乙又は乙の指定する者と締結するものとする。

- 2 乙は、第15条第1項の通知を甲から受け、乙又は乙の指定する者が当該甲知的財産権を実施しないと判断する場合には、速やかに甲に対して書面による通知を行うものとする。
- 3 第1項及び第2項にかかわらず、乙が、甲知的財産権に係る実施又は実施許諾の形態を検討するために、当該甲知的財産権に関する技術面や事業面等からの検証・評価に時間を要する場合、当該甲知的財産権の実施及び実施許諾に関する条件交渉を甲と独占的に行うことができる期間（以下「優先交渉期間」といい、当該優先交渉期間中に乙が獲得する権利を以下「優先交渉権」という。）を、甲と協議の上、設けることができるものとする。
- 4 優先交渉期間中に発生する甲知的財産権に係る出願及び権利保全等に要する費用（以下「出願等費用」という。）の一切は、乙が負担するものとする。
- 5 優先交渉期間は出願日から18ヶ月を上限として設けることができるものとし、優先交渉期間設定契約において定めるものとする。なお、発明等の内容等を踏まえ、甲乙協議の上、優先交渉期間をあらかじめ延ばすことができるものとする。
- 6 優先交渉期間中に、乙が優先交渉期間の延長を希望する場合、甲に延長の申し出を行い、甲の同意を得た上で、書面にて優先交渉期間を延長するものとする。
- 7 乙は、優先交渉期間終了3ヶ月前までに、第3項に定める検証・評価の結果を甲に通知するものとし、甲及び乙は、第10項及び第18条の規定に従い、優先交渉期間終了後の甲知的財産権の実施及び実施許諾に係る条件を決定するものとする。乙が優先交渉期間中に優先交渉権の放棄を希望する場合も同様とする。
- 8 前項により決定した条件に基づき、甲及び乙は、優先交渉期間終了後の取扱いを定めた甲知的財産権に関する実施契約（以下「独占的通常実施権許諾契約、非独占的通常実施

務を負っているものについては、この限りではない。

- 2 甲は、前項に基づき乙から提供を受けた研究試料について、乙の書面による同意なく、本受託研究及び本契約の目的以外に使用してはならない。また、甲及び乙は、研究試料について特段の扱いを希望する場合、別途協議の上、研究試料等提供契約等の締結を行うものとする。
- 3 甲は、あらかじめ返還を条件に提供された資料及び研究試料を、本受託研究終了日後速やかに乙に返還するものとする。

(承認 TLO)

第21条 甲は、第15条から第20条に定める業務の一部を、承認 TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）の承認を受けた者であって、本契約においては株式会社東京大学 TLO 又は財団法人生産技術研究奨励会をいう。）に委託することができるものとし、甲は、承認 TLO に対して、本契約における甲の義務を遵守させるものとする。

(秘密の保持)

第22条 甲及び乙は、本契約の各条項並びに本受託研究の実施に伴い相手方より提供又は開示を受けた情報であって、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後30日以内に書面で相手方に対して通知されたもの（以下併せて「秘密情報」という。）について、研究担当者等並びに自己に属する本受託研究の実施及び管理のために秘密情報を知る必要のある者（甲においては承認 TLO を含む。以下併せて「秘密情報受領者」という。）以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、秘密情報について、秘密情報受領者がその所属を離れた後も含め秘密として保持する義務を、当該秘密情報受領者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当することを証明できる情報については、この限りではない。

- 一 提供又は開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
 - 二 提供又は開示を受けた際、既に公知となっている情報
 - 三 提供又は開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - 四 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得した情報
 - 五 秘密情報によることなく独自に開発・取得した情報
 - 六 書面により事前に相手方の同意を得た情報
- 2 甲及び乙は、秘密情報（前項ただし書に掲げるものを除く。）につき、裁判所又は行政機関から法令に基づき開示を命じられたときは、次の各号の措置を講じることを条件に、当該裁判所又は行政機関に対して当該情報を開示することができる。
 - 一 開示する内容をあらかじめ相手方に通知すること
 - 二 適法に開示を命じられた部分に限り開示すること
 - 三 開示に際して、当該情報が秘密である旨を文書により明らかにすること
 - 四 開示に際して、法令等の定めに従い当該情報の秘密を保持する手続きを取ることが

三 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(損害賠償)

第25条 甲又は乙は、前条に掲げる事由、又は相手方の故意又は重大な過失により損害等を被ったときは、相手方に対して被った直接損害に限り賠償請求ができるものとする。

(契約の有効期間)

第26条 本契約の有効期間は、本受託研究の研究期間と同一とする。

2 本契約の失効後も、第5条第2項、第6条第2項、第11条（第1項を除く。）、第13条（第1項を除く。）から第23条まで（第20条第1項を除く。）、第25条、本項及び第28条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第27条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第28条 本契約の準拠法は日本法とする。

2 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所（本庁）を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

甲 乙 丙

文書番号 発 山湖 第 号 收			起案 平成26年11月10日			類目 :		付記 :
						保存種別		永年 10. 5. 1.
收受 平成 年 月 日			完結 平成 年 月 日			公印 使用 承認		発送
決 裁 区 分	村 長	副村長	淨 書	校 合	施行上の特別取扱			
主 務	統 括	次 長	課 長	課長補佐	係 長	課 員	起 案 者	所属 企画まちづくり課 吉田 健 司
合 議 先	受託研究「山中湖村の地域資源に関する研究」業務の 変更契約について（伺い）							
平成26年4月1日に契約した上記業務について、当初受託研究業務に加え、たて								
道整備検討に伴うワークショップおよび設計検討業務が発生したため、別紙のとおり								
変更契約してもよろしいか伺います。								
委託業務：受託研究「山中湖村の地域資源に関する研究」								
委託料：300,000円の増								

山 中 湖 村

受託研究変更契約書

受託者国立大学法人東京大学（以下「甲」という。）と、委託者山梨県南都留郡山中湖村（以下「乙」という。）の間で、平成 26 年 4 月 1 日付で締結した研究題目「山中湖村の地域資源に関する研究」の受託研究契約書（以下「原契約書」という。）の一部を以下のとおり変更するものとする。

1. 研究経費の変更

原契約書（契約項目表）10.研究経費の負担の内、
研究費を 1,200,000 円から 1,500,000 円、
研究支援経費を 276,923 円から 356,143 円とする。

2. その他の条項等については、原契約書のとおりとする。

この変更契約を証するため、本変更契約書 2 通を作成し、甲乙それぞれ 1 通を保管するものとする。

平成 27 年 月 日

（甲） 東京都文京区本郷 7 丁目 3 号 1 番
国立大学法人東京大学 総長 濱田 純一
代理人 工学系・情報理工学系等
事務部長 服部 雄幸

（乙） 山梨県南都留郡山中湖村山中 237-1
代表者 山中湖村長 高村 文教

山中湖村受託研究 経費見積もり（増額分）

平成26年11月7日
東京大学 景観研究室

○旅費（たて道のWS・設計検討に関わる分）

交通費

単価：往復8,000円／人回（新宿駅-富士山駅：3,170円、富士山駅-旭日丘：620円）
のべ人数：10人回 小計：80,000円

宿泊費

単価：6,000円／人回
のべ人数：10人回 小計：60,000円

日当（助教・学生）

単価：2,300円／人回
のべ回数：10人回 小計：23,000円

計：163,000円

○人件費（たて道の調査・模型作成等）

単価：1,000円／人時間
分量：100人時間（調査・模型作製等）+
計：100,000円

○模型材料費

一式：50,000円

○合計（端数切捨）

≈ 300,000円